

北千里高等学校 部活動に係る活動方針

令和7年4月1日

1. 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力等を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 休養日は週1日以上設定する。（自主的な活動およびミーティング等を実施した場合は休養日としない）
- (2) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、対外試合、学校外活動等で困難な場合にあっては、学校全体で部活動を行わない日（定期考査期間等）を含め、部ごとに年間で104日以上設定する。
- (3) 週末の休養日は原則として月当たり2日以上となるよう設定する。
- (4) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (5) 学校の休業日に練習試合、学校外活動等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。
- (6) 自主的な活動については活動時間に含めない。ただし、休養日及び考査1週間前から考査終了までは行わない。自主的な活動とは、個人の意思で、単独又は少人数で自主的に実施する短時間かつ危険を伴わない基礎的な活動とする。ただし、部活動顧問は、活動内容について把握する。
- (7) 全校一斉退庁日の水曜日は原則、放課後の活動を行わない。
午前授業等の場合は**16時45分**までの活動を行う。

4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。
また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全で安心な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合、学校外活動等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。